

農薬の適正使用を

徹底しましょう！



農薬の使用にあたっては、
十分な注意が必要です。

1 農薬に過度に頼らない防除を心がけましょう！

健全な種苗や抵抗性品種の使用、防虫ネットや粘着板の設置、マルチによる抑草等、農薬に過度に頼らない防除を積極的に行いましょう。

2 使用前には必ずラベルを確認しましょう！

農薬のラベルに記載されている使用基準は必ず守らなければなりません。
使い慣れた農薬でも使う前に必ずラベルを確認しましょう。

対象となる病害虫です。

記載されている方法以外では使用できません。

この回数を超えてこの農薬を使用できません。

記載されている液量の範囲内で散布しましょう。

登録番号が記載されている登録農薬を使用しましょう。

○○××フロアブル

農林水産省登録第△△△△号

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	散布液量	○○○を含む農薬の総使用回数
きゅうり	アブラムシ類	2,000倍	散布	収穫前日まで	3回以内	150~300% [※] /10a	4回以内 (定植後は3回)
トマト	ハダニ類	1,000~1,500倍		収穫14日前まで	2回以内	200~300% [※] /10a	3回以内 (定植後は2回)

使用できる作物です。記載されていない作物には使用できません。

記載されている希釈倍数より高濃度では使用できません。

使用できる時期です。記載されている時期以外には使用できません。

「○○○○」には有効成分名が書かれており、この成分を含む農薬は総使用回数を超えて使用できません。商品名が違っていても同じ成分を含む農薬があるので注意が必要です。

3 農薬の飛散(ドリフト)・危害防止の徹底を!

- ① 農薬を散布する場合は、周辺の住宅地や農作物に配慮し、事前に近隣住民等に知らせるようにしましょう。
- ② 風がない又は弱いときに散布し、風速が概ね3m/秒を超えたら直ちに散布をやめましょう。
- ③ 散布位置や散布方向に、他の農作物等がないことを確認し、散布の際は適正なノズルと圧力で行いましょう。
- ④ 養蜂が行われている地区で殺虫剤を散布する際には、養蜂業者と連携をとり、早朝又は夕刻に散布する等、ミツバチへの危害防止を徹底しましょう。
- ⑤ 農薬使用の際は適切な防護装備の着用を徹底しましょう。
- ⑥ その日のうちに農薬散布の内容を記録しましょう。

4 空中散布を行う際は適切な手続きを!

- ① ドローンや無人ヘリコプターで農薬散布する際は、機体の登録、飛行許可・承認取得等、所定の手続きを行いましょう。
- ② ドリフトや墜落等の事故が発生した場合は早急に報告してください。

5 農薬使用後は適切な方法で後片付けを!

- ① 使用後の噴霧機やタンク、ホース、ノズル等の散布器具はしっかりと洗いましょう。(洗浄液は排水路や河川等に流してはいけません。)
- ② 使用済み容器の中には農薬が残らないようにし、産業廃棄物処理業者に委託する等、適正に処分しましょう。
(市町村や地域等が回収・処分している場合は、そのルールに従いましょう。)
- ③ 余った農薬は、別容器に移し替えたりせず、施錠された場所に保管する等、保管管理を徹底しましょう。

～お問い合わせは、水田総合利用課、病害虫防除所又はお近くの地域振興局農林部 まで～

秋田県水田総合利用課 TEL 018(860)1785 FAX 018(860)3898

秋田県病害虫防除所 TEL 018(881)3660 FAX 018(886)3566